

# 令和8年度トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成事業要領

令和8年4月1日  
公益社団法人福島県トラック協会

## 1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の脳健診の受診を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が行う運転者の健康管理と運転者の脳疾患に起因する事故の未然防止に資することを目的とする。

## 2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

## 3 助成の対象

助成の対象とする経費は、会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する40歳以上の運転者が受診した脳健診（脳ドック、脳MRI健診）のうち、「頭部MRI」と「頭部MRA」の検査に要した費用とし、次の（1）～（3）の条件を満たす検査とする。

（1）「頭部MRI」と「頭部MRA」のセット受診であること。

（2）令和8年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和9年2月22日までの間の検査であること。

（3）保険診療の「頭部MRI」「頭部MRA」検査でないこと。

## 4 助成件数

1会員あたり令和8年度助成事業基礎台数（令和8年4月1日現在で協会に届け出ている車両保有台数）と同数まで（ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）とし、助成事業基礎台数が15台を超える場合は15件を上限とする。

## 5 助成金額

受診者一人10,000円（運転者1人につき年1回まで）。

ただし、10,000円未満の場合はその額とする。

## 6 申請期間

令和8年5月1日から令和9年2月22日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

## 7 予算額 3,500,000円

## 8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

## 9 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
  - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
  - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

## 10 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 保険診療の「頭部MRI」「頭部MRA」を受けた場合
- (2) 「頭部MRI」と「頭部MRA」のどちらか片方のみを受けた場合
- (3) 国又は他の団体等から助成金を受けた（受ける）場合